

教育委員会

議案第 124 号 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第 124 号 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の  
制定についてご説明申し上げます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

目的・概要についてですが、条例の一部改正の目的であります  
が、平成 22 年度以降、高等学校教育費に係る国の支援金制度や給  
付金制度が創設、拡充され、高等学校の学費負担に係る状況が変化  
していることを踏まえ、給与額について見直しを行い、より多くの  
対象者への支援を行うとともに、給与時期を最も経済的負担が大き  
い第 1 学年の 4 月に一括給与へと変更することで、保護者負担の軽  
減を図るものです。

次に、現在の大津市奨学資金給与条例、制度の概要ですが、本市  
では、条例に基づき、向上心が強く能力があるにもかかわらず、経  
済的事情により、高等学校へ進学することが困難と認められる者  
に、月額 1 万円を 3 年間、合計 36 万円を給与しております。給与  
を受ける者の資格は、大津市民の子弟であり、(1) から (3) に

該当する者としております。

また、奨学生の決定は、大津市奨学生選考委員会において、毎年20名程度を選考しており、財源については、過去の寄付金を原資とした奨学基金を財源としております。

資料の3ページをお願いいたします。

制度の現状についてですが、令和8年度は、1年生には20名、2年生及び3年生には各18名の56名に給与を行っております。

次に、直近5年間の申請者数ですが、多い年では54名、少ない年では27名であり、平均42名となっています。このうち、選考委員会において経済的要件や学業成績を要件に、毎年20名程度を選考しております。

次に、給与額の変遷は記載のとおりであり、主に授業料の改定に伴って給与額を見直しております。

資料の4ページをお願いいたします。

給与額の見直しの必要性についてですが、条例改正の目的と重複いたしますが、国の支援金制度や給付金制度に伴う学費負担の変化に伴い、制度の適正化を行おうとするものです。

次に、国の支援制度についてですが、高等学校等就学支援金は、平成22年度に、国が高等学校授業料に充てるための費用を支給す

る制度として創設され、公立高等学校の授業料は実質無償化となり、私立高校も公立授業料相当額の負担軽減が図られました。

さらに、令和８年度からは所得制限が撤廃、私立への給与額が年間最大４５万７２００円に拡充されています。

また、高等学校等奨学給付金については、平成２６年度に、生活保護世帯や非課税世帯の授業料以外の教育費負担軽減を目的として創設され、非課税世帯で全日制に通う場合、年額１４３，７００円、通信制では５０，５００円が支給されています。

これらの国の制度による学費負担の変化を踏まえ、給与額等を見直すとともに、給与者数を増加し、より広い対象者への支援を行いたいと考えております。

資料の５ページをお願いいたします。

給与額等の見直しについてですが、まず、給与時期につきまして、高等学校の教育費は、第１学年の費用が全体の約５割を占め、特に新入学に伴い年度当初に要する費用が最も大きな割合を占めていることから、これまでの学期ごとの支給を、入学後のタイミングで一括支給といたします。

次に、給与額につきまして、現在は３年間で合計３６万円を給与していますが、改正後は、令和８年度生活保護費における高校入学

準備金の額を参考に、全日制は12万円、通信制については国の奨学給付金の支給額の割合を参考に、4万2千円といたします。

対象学校につきましては、現在は高等学校への進学者のみを給与対象としていますが、本市からの進学先の状況を踏まえ、給与対象に高等専門学校への進学者を加えます。

また、資格要件につきまして、現在、「学業成績、操行ともに良好であり、健康であること」とありますが、「健康であること」という要件があることで、持病がある方が申請を躊躇する可能性があることから、「健康であること」の条文を削除し、支援が必要な方に利用しやすい制度へと改めます。

なお、給与人数につきましては条例に記載がありませんが、基金を原資として給与を行っていることから、現在は20名程度の上限を設けております。今回、一人当たりの給与額については縮小する方向で見直しを行います。一方で、給与人数を20名程度から60名程度へ増やすとともに、給与対象者要件の見直しにより間口を広げ、奨学金を必要とするより多くの方への支援を行いたいと考えております。

以上、議案第124号 大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の制定のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。